

上二千四キロメートル未満の項中「一五、五〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表二千四キロメートル以上二千六キロメートル未満の項中「一六、八〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一八、一〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一九、四〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「二〇、七〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「二二、〇〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二二、三〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二四、六〇〇円」を「二五、六〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、八〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「二五、九〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、五〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五キロメートル未満の項中「二八、八〇〇円」を「二九、九〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「三一、五〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「三三、四〇〇円」を「三五、六〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、八〇〇円」に改め、同表五十五キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「三六、六〇〇円」を「三八、二〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一九、一〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未満の項中「三八、五〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「一九、三〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメートル未満の項中「四一、五〇〇円」を「四三、二〇〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二一、六〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「四四、四〇〇円」を「四六、三〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二三、二〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未満の項中「四七、四〇〇円」を「四九、四〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二四、七〇〇円」に改め、同表八十キロメートル以上の項中「五〇、四〇〇円」を「五一、五〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二六、三〇〇円」に改める。

第二十一条の六第一号並びに第二十一条の七第三項第一号及び第二号中「六万千円」を「六万三千円」に改める。

第二十二条の二第二項第一号中「六万千円」を「六万三千円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号本文中「六万千円」を「六万三千円」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第二十七条の四第三項の表百五十キロメートル以上二百キロメートル未満の項中「七、五〇〇円」を「七、七五〇円」に改め、同表二百キロメートル以上二百五十キロメートル

ル未満の項中「九、〇〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表二百五十キロメートル以上三百キロメートル未満の項中「一〇、五〇〇円」を「一一、二五〇円」に改め、同表三百キロメートル以上五百キロメートル未満の項中「一二、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同表五百キロメートル以上七百キロメートル未満の項中「一八、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表七百キロメートル以上九百キロメートル未満の項中「二四、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同表九百キロメートル以上千キロメートル未満の項中「三〇、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表千キロメートル以上千三百キロメートル未満の項中「三五、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改め、同表千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満の項中「四〇、〇〇〇円」を「四三、〇〇〇円」に改め、「一千五百キロメートル以上

千五百キロメートル以上二千キロメートル以上二千五百キロメートル以上

トル未満	四八、〇〇〇円
トル未満	五三、〇〇〇円
トル未満	五八、〇〇〇円

に改める。

第二十七条の五第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二十七条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と同居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第二十七条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定による採用(法第二十八条の二第一項の規定により退職した日(法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

イ 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣の終了により職務に復帰したこと。

ウ 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され引き続き新たに職員となつたこと。

エ 分限条例第二条第一号の規定による休職から復職したこと
第三十二条の第三項を削り、同条第一項中「第十六条の第三項」を「第十六条の第三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十六条の第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三十二条の三に次の二項を加える。

3 条例第十六条の第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該職員の属する区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種 五千円
- 三 三種 四千元
- 四 四種及び五種 三千元
- 五 六種 二千元

4 条例第十六条の三第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした特別調整額の支給を受ける職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附則第十二項第一号ア中「百分の十八」を「百分の二十一」とする。

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	6,700円。ただし、1号給6,376円、2号給6,426円、3号給6,480円、4号給6,529円、5号給6,583円、6号給6,637円、7号給6,687円
2 級	8,600円

別表第一の二イの表一級の項から三級の項までを次のように改める。

1 級	8,100円。ただし、1号給7,429円、2号給7,506円、3号給7,578円、4号給7,654円、5号給7,731円、6号給7,816円、7号給7,897円、8号給7,983円、9号給8,064円
2 級	8,900円。ただし、1号給8,145円、2号給8,226円、3号給8,307円、4号給8,388円、5号給8,478円、6号給8,581円、7号給8,685円、8号給8,788円、9号給8,887円
3 級	9,500円。ただし、1号給9,378円、2号給9,468円

別表第一の二ウの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	9,100円。ただし、1号給6,997円、2号給7,065円、3号給7,132円、4号給7,200円、5号給7,281円、6号給7,366円、7号給7,452円、8号給7,533円、9号給7,618円、10号給7,713円、11号給7,812円、12号給7,902円、13号給8,001円、14号給8,100円、15号給8,203円、16号給8,302円、17号給8,415円、18号給8,532円、19号給8,649円、20号給8,761円、21号給8,878円、22号給8,955円、23号給9,031円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,045円、2号給9,121円、3号給9,202円、4号給9,279円、5号給9,364円、6号給9,441円、7号給9,517円、8号給9,594円、9号給9,675円、10号給9,760円、11号給9,850円、12号給9,936円、13号給10,012円、14号給10,102円、15号給10,192円、16号給10,282円、17号給10,372円、18号給10,494円、19号給10,615円、20号給10,741円、21号給10,863円、22号給10,993円、23号給11,128円

別表第一の二カの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,200円。ただし、1号給7,209円、2号給7,272円、3号給7,339円、4号給7,402円、5号給7,470円、6号給7,542円、7号給7,609円、8号給7,677円、9号給7,740円、10号給7,816円、11号給7,888円、12号給7,960円、13号給8,032円、14号給8,127円
2 級	9,600円。ただし、1号給8,469円、2号給8,563円、3号給8,662円、4号給8,757円、5号給8,856円、6号給8,964円、7号給9,067円、8号給9,171円、9号給9,288円、10号給9,351円、11号給9,414円、12号給9,481円、13号給9,540円

別表第二の三中「六 医療職給料表(三)適用者基準表」を「七 医療職給料表(三)適用者基準表」に改める。

別表第四愛知県のうち名古屋市の項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

別表第六の二の表中 「福島県会津坂下警察署三島駐在所」を「福島県会津坂下警察署三島駐在所」に改める。

別表第七医療職給料表(二)の項中「五級」を「五級及び四級」に改め、「四級及び」を削る。

別表第八の二の表中「喜多方市」を「喜多方市 田村市」に、「大玉村、白沢村、岩代町及び東和町」を「大玉村」に、「岩瀬郡 全町村」を「岩瀬郡 天栄村」に、「北会津郡 耶麻郡 全

「西白河郡 全町村

北会津村
町村」を「耶麻郡 全町村」に、 東白川郡 棚倉町及び鮫川村 を「西白河郡 石川郡 全町村」に
西郷村及び中島村
川町及び浅川町」に、「三春町、大越町、都路村、常葉町及び船引町」を「全町」に
改め、同表備考中「平成十六年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。
別表第八の三を次のように改める。
別表第八の三（第三十三条の八関係）
寒冷地手当支給対象公署及び所在市町村表

支給対象公署	所在市町村
福島県農業総合センター畜産研究所 福島県福島警察署土湯駐在所 福島県福島北警察署茂庭駐在所	福島市
福島県ハイテクプラザ 福島県農業総合センター 福島県郡山自然の家 福島県立湖南高等学校 福島県立安積高等学校御館校 福島県郡山警察署柳橋駐在所 福島県郡山警察署二瀬駐在所 福島県郡山北警察署熱海駐在所 福島県郡山北警察署逢瀬駐在所 福島県郡山北警察署福良駐在所 福島県郡山北警察署舟津駐在所	郡山市
福島県いわき中央警察署三坂駐在所 福島県いわき中央警察署永戸駐在所 福島県いわき中央警察署沢渡駐在所 福島県いわき中央警察署川前駐在所	いわき市
福島県立白河実業高等学校 福島県白河警察署大信駐在所 福島県白河警察署表郷駐在所 福島県白河警察署東郷駐在所 福島県白河警察署白坂駐在所	白河市

福島県立長沼高等学校 福島県須賀川警察署長沼駐在所	須賀川市
福島県二本松警察署岳駐在所 福島県二本松警察署小浜駐在所 福島県二本松警察署新殿駐在所 福島県二本松警察署旭駐在所 福島県二本松警察署東和駐在所	二本松市
福島県郡山北警察署岩根駐在所 福島県郡山北警察署白沢駐在所 福島県郡山北警察署白岩駐在所	本宮市
福島県福島北警察署大木戸駐在所	伊達郡国見町
福島県消防防災航空センター 福島県あぶくま高原道路管理事務所 福島県立小野高等学校平田校	石川郡玉川村 石川郡平田村

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の三の改正規定は、公布の日から施行する。
（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合）
- 職員との給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十一号。以下「改正条例」という。）附則第七項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第九條の三に規定する人事委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。
（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の額）
- 改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用される給与条例第十條の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額は、二万六千円とする。
（寒冷地手当に関する経過措置）
- この項及び次項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第八項第一号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第八項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第八項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

四 基準日 給与条例第十八条に規定する基準日（その属する月が平成三十年三月までのものに限る。）をいう。

5 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、平成二十七年三月三十一日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、平成二十七年四月一日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（改正条例附則第九項及び第十項の規定により寒冷地手当を支給される職員を除く。）に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつた期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第九項及び第十項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給すること。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第五号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削り、同条第一項中「第八号の八第三項第一号」に改め、「区分」の下に「（次項において「区分」という。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第八号の八第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

3 条例第八号の八第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該教育職員の属する区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 三種 四千元
- 二 四種及び五種 三千元
- 三 六種 二千元

4 条例第八号の八第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

9,100円。ただし、1号給6,997円、2号給7,065円、3号給7,132円、

1 級	4号給7,200円、5号給7,281円、6号給7,366円、7号給7,452円、8号給7,533円、9号給7,618円、10号給7,713円、11号給7,812円、12号給7,902円、13号給8,001円、14号給8,100円、15号給8,203円、16号給8,302円、17号給8,415円、18号給8,532円、19号給8,649円、20号給8,761円、21号給8,878円、22号給8,955円、23号給9,031円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,045円、2号給9,121円、3号給9,202円、4号給9,279円、5号給9,364円、6号給9,441円、7号給9,517円、8号給9,594円、9号給9,675円、10号給9,760円、11号給9,850円、12号給9,936円、13号給10,012円、14号給10,102円、15号給10,192円、16号給10,282円、17号給10,372円、18号給10,494円、19号給10,615円、20号給10,741円、21号給10,863円、22号給10,993円、23号給11,128円

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,500円。ただし、1号給6,997円、2号給7,065円、3号給7,132円、4号給7,200円、5号給7,281円、6号給7,366円、7号給7,452円、8号給7,533円、9号給7,618円、10号給7,713円、11号給7,812円、12号給7,902円、13号給8,001円、14号給8,100円、15号給8,203円、16号給8,302円、17号給8,415円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,735円、2号給7,830円、3号給7,924円、4号給8,023円、5号給8,127円、6号給8,226円、7号給8,325円、8号給8,424円、9号給8,532円、10号給8,658円、11号給8,779円、12号給8,905円、13号給9,045円、14号給9,121円、15号給9,202円、16号給9,279円、17号給9,364円、18号給9,441円、19号給9,517円、20号給9,594円、21号給9,675円、22号給9,760円、23号給9,846円、24号給9,931円、25号給10,012円、26号給10,102円、27号給10,192円、28号給10,282円、29号給10,372円、30号給10,494円、31号給10,615円、32号給10,741円、33号給10,863円、34号給10,993円

別表第二福島市の項中 「福島市立茂庭小学校」に改め、同

表いわき市の項中 「いわき市立桶売中学校」を「福島市立茂庭中学校」に改め、同
 「いわき市立差塩小学校」を「いわき市立桶売中学校」に、
 「いわき市立差塩中学校」を「いわき市立永井小学校」に、
 「いわき市立小井中学校」を「いわき市立永井小学校」に、
 「いわき市立三阪中学校」を「いわき市立三阪中学校」に、

「わき市立三和小学校」に、
「いわき市立田人学校給食共同調理場」
「いわき市立永戸小学校」

準一級
を「いわき市立田人学校給食共同調理場」
に改め、石川郡の項を次のように改める。

石川郡	平田村立小平小学校 平田村立小平中学校 古殿町立古殿中学校	一級
-----	-------------------------------------	----

別表第四の四の表中「喜多方市」を「喜多方市 田村市」に、「大玉村、白沢村、岩代町及び東和町」を「大玉村」に、「岩瀬郡 全町村」を「岩瀬郡 天栄村」に、「北会津郡 全町村」を「耶麻郡 全町村」に、「西白河郡 全町村」を「西白河郡 東白川郡 棚倉町及び鮫川村」を「西白河郡 石川郡 全町村」に、「三春町、大越町、都路村、常葉町及び船引町」を「全町」に改め、同表備考中「平成十六年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。
別表第四の五を次のように改める。
別表第四の五（第六条の二関係）
寒冷地手当支給対象学校等及び所在市町村表

支給対象学校等	所在市町村
福島市立土湯小学校 福島市立茂庭小学校 福島市立水原小学校 郡山市立多田野小学校 郡山市立多田野小学校堀口分校 郡山市立河内小学校 郡山市立熱海小学校	福島市 郡山市

郡山市立熱海小学校石筵分校 郡山市立安子島小学校 郡山市立上伊豆島小学校 郡山市立栃山神小学校 郡山市立田母神小学校 郡山市立高野小学校 郡山市立鬼生田小学校 郡山市立大田小学校 郡山市立御館小学校下枝分校 郡山市立海老根小学校 郡山市立湖南小学校 郡山市立逢瀬中学校 郡山市立湖南中学校 郡山市立熱海中学校 郡山市立二瀬中学校 郡山市立御館中学校	いわき市立川前小学校 いわき市立桶売小学校 いわき市立小白井小学校 いわき市立三和小学校 いわき市立川前中学校 いわき市立桶売中学校 いわき市立小白井中学校 いわき市立三和中学校 いわき市立三和学校給食共同調理場	白河市 いわき市
---	--	-------------

<p>本宮市立岩根小学校 本宮市立和田小学校</p>	<p>伊達市立白根小学校 伊達市立山舟生小学校 伊達市立大石小学校</p>	<p>二本松市立塩沢小学校 二本松市立安達太良小学校 二本松市立原瀬小学校 二本松市立大平小学校 二本松市立石井小学校 二本松市立小浜小学校 二本松市立新殿小学校 二本松市立旭小学校 二本松市立川崎小学校 二本松市立東和小学校 二本松市立二本松第二中学校 二本松市立小浜中学校 二本松市立岩代中学校 二本松市立東和中学校 二本松市岩代学校給食センター 二本松市東和学校給食センター</p>	<p>相馬市立玉野小学校 相馬市立玉野中学校</p>	<p>須賀川市立大東小学校上小山田分校 須賀川市立長沼小学校 須賀川市立白方小学校 須賀川市立白江小学校 須賀川市立長沼中学校 須賀川市長沼学校給食センター</p>	<p>白河市立表郷中学校 白河市立東中学校 白河市立大信中学校 白河市立大信学校給食センター 白河市大信学校給食センター</p>
<p>本宮市</p>	<p>伊達市</p>	<p>二本松市</p>	<p>相馬市</p>	<p>須賀川市</p>	

<p>大学卒</p>	<p>本宮市立白岩小学校 本宮市立白沢中学校 本宮方部学校給食センター 川俣町立飯坂小学校 鮫川村立青生野小学校 玉川村立須釜小学校 玉川村立須釜中学校 東部共同調理場 平田村立蓬田小学校 平田村立蓬田中学校</p> <p>石川郡平田村 石川郡玉川村 東白川郡鮫川村 伊達郡川俣町</p>
------------	--

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(採用給与課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十四日
福島県人事委員会
委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第六号
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第三十八条第二項第一号中「の規定の適用を受ける職員にあつては三号給」を「に規定する職員にあつては一号給」に改め、同項第二号中「、条例第四条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては二号給」を削り、同項第三号中「、条例第四条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては一号給」を削る。
別表第四の三の1中「高等学校の」の下に「副校長及び」を加え、同表の四に次のように加える。
4 高等学校の困難な業務を所掌する副校長の職務
別表第十二の校長の項の次に次のように加える。

41	38
42	39
42	39
43	40
43	40
44	41
44	を
45	33
	34
	34
	34
69	35
69	35
69	36
70	36
70	37
70	38
70	38
71	39
71	40
71	41
	38

歯科技工士	
短大二卒	短大三卒
一級十五号給	一級二十一号給

別表第二十八の一の表中
 33
 34
 34
 34
 35
 35
 35
 36
 36
 36
 36
 37
 37
 37
 38

別表第二十六歯科技工士の項を次のように改める。

別表第十七2の部一の項学歴免許等の資格の該当者の欄中(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定した歯科技工士養成所の昼間課程(「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者

別表第十七2の部二の項学歴免許等の資格の該当者の欄(15)中「歯科技工士学校又は歯科技工士養成所」の下に「の課程」を加え、「の卒業者」の下に「(一の項学歴免許等の資格の該当者の欄(14)に規定するものを除く。)」を加え、同表3の部二の項学歴免許等の資格の該当者の欄(9)を削る。

歯科技工士	
短大二卒	短大三卒
○	○
二・五	一・五
一	一
別に定める。	別に定める。

副校長	
短大卒	
○	

め、	16	30	30	32	31	38	32	51	に、	69	72
別表第二十八の二の表中	16	30	30	32	31	39	32	51		69	73
	17	30	31	33	31	39	33	51	51	69	74
	を	31	31	33	31	40	33	51	51	70	75
		31	31	34	31	40	33	52	51	70	76
	13	31	31	34	31	41	33	52	を	51	77
	14	31	32	35	31	41	34	52	50	70	
	14	に、	32	35	31	42	34	52	50	71	
69	14		33	35	31	42	34	53	50	72	
69	14		33	35	32	43	34	50	50	73	
70	14	を	35	35	32	43	35	に、	50	74	
70	14		35	35	32	を	35		50	75	
71	15	14	28	に、	32		35	30	51	76	
71	15	14	29		32	29	35	30	51	77	
72	15	15	29		32	30	35	30	51	78	
72	15	15	29	29	32	30	36	31	51	79	を
73	15	15	29	29	32	30	36	31	51	80	
74	16	15	29	29	32	30	36	31	51	81	68
74	16	15	29	29	32	30	37	31	51	81	68
75	16	16	30	29	32	31	37	32	51	82	68
75	に改	16	30	30	32	31	37	32	51	83	69
76		16	30	30	32	31	38	32	51	57	69

別表第二十八の三の表中	31	33	45	44	52	42	53	72	55	89	70	77
	31	34	46	44	53	43	53	73	55	90	71	78
	31	34	46	44	53	44	53	を	56	91	72	79
	32	35	46	44	53	45	54	を	56	92	73	80
	32	35	47	44	54	46	54	52	56	93	74	81
	32	36	47	44	55	47	54	52	57	94	75	82
	32	36	47	44	56	48	55	52	58	95	76	83
42	32	37	に	44	57	48	55	52	59	に	77	84
43	32	37	に	44	58	48	55	52	60	78	85	
44	32	38	31	44	59	49	56	52	61	53	79	86
45	33	38	31	45	60	49	56	53	62	53	80	87
45	33	39	31	45	61	49	56	53	63	53	81	88
46	33	31	45	45	61	50	57	53	64	53	82	89
46	33	を	31	45	を	50	57	53	65	54	83	90
47	33	32	45	41	50	51	58	53	66	54	84	91
47	33	30	32	45	42	51	58	53	67	54	85	92
48	33	31	32	45	42	51	59	53	68	54	86	を
を	に改め	31	32	45	43	51	に	53	69	55	87	68
41	31	33	45	43	52	52	53	70	55	88	69	
	31	33	45	43	52	53	71	55	88	69		
40	28	59	57	63	に	36	35	38	50	42	47	42
40	29	59	57	63	58	37	36	39	50	43	47	42
41	30	59	57	63	58	37	36	39	51	43	47	43
41	31	59	57	63	58	38	36	40	に	44	48	43
42	32	60	57	64	58	38	37	40	44	48	44	
42	32	60	57	64	58	39	37	41	44	48	44	
43	33	60	58	64	59	39	38	を	30	44	49	45
43	33	60	58	64	59	40	38	を	31	45	49	46
44	34	60	58	64	59	を	39	29	32	45	49	47
44	34	60	58	65	59	に改め	30	33	33	45	50	に
45	35	60	58	65	60	33	34	30	33	46	50	
を	36	61	58	65	60	34	34	31	34	46	50	
25	36	62	58	66	60	34	35	31	34	46	51	42
26	37	62	59	66	60	35	35	32	35	47	51	43
26	37	63	59	66	61	36	36	32	35	47	52	44
27	38	に	59	66	61	36	36	33	36	47	53	45
27	38	に	59	67	61	37	37	33	36	48	53	45
27	39	を	59	67	61	38	38	34	37	48	を	46
28	39	26	59	を	62	39	39	34	37	49	41	46
28	39	27	59	62	62	39	35	34	38	49	41	46
	27	59	62	62	62	35	35	35	38	49	42	46

44	表第二十八の七の表中	28	25	32	26	44	46	42	45	36	35	29	-
45		28	26	32	27	45	47	43	46	36	36	29	-
45		28	26	33	27	45	47	43	46	37	36	30	-
45		28	26	33	27	46	48	44	47	38	36	30	-
45		28	26	33	28	47	48	44	を	39	36	31	-
45		28	26	33	28	47	49	45	34	40	37	31	-
46		28	27	34	28	47	50	45	35	41	に改め、	32	-
46		29	27	34	28	48	51	46	36	41	別表第二十八の六の表中	32	-
46		29	27	34	29	49	52	46	37	41		33	-
47		29	27	34	29	49	53	47	37	42		33	-
47		29	27	35	29	50	54	47	38	42		33	-
を		30	27	35	29	50	55	48	38	42		33	-
41		30	28	35	30	50	56	48	38	43		34	-
41		30	28	36	30	51	57	49	39	43		34	-
41		30	28	37	31	に、	を	に、	40	43		34	-
41		31	28	を	31				40	44		34	-
42		44	28	31	26	44	45	41	44	44		35	-
42		44	に改め、	28	31	26	44	45	41	44		34	-
42		44	別	28	32	26	44	45	41	45		35	-
42		44		28	32	26	44	46	42	45		35	-

65	60	34	別表第七の一の表中	38	42	38	46	に、	42	38	46	に、	42	-
65	60	35		37	42	38	46	37	42	38	47	37	42	-
66	60	35		37	42	38	47	37	42	39	47	38	43	-
66	61	36		38	43	39	47	38	43	39	48	38	43	-
66	61	36		38	43	39	48	39	43	40	48	39	43	-
67	61	37		39	43	40	48	40	43	40	49	40	43	-
を	62	39		39	43	40	を	40	43	40	を	40	43	-
57	62	に、		37	44	40	36	40	44	40	36	41	44	-
57	63			37	44	41		41	44	41	36	41	44	-
57	63			38	44	41	36	42	44	42	36	42	44	-
57	63	58		38	44	42	36	42	44	42	36	42	44	-
57	63	58		39	44	42	37	42	44	42	37	42	44	-
57	64	58		39	44	43	37	43	44	43	37	43	44	-
57	64	58		40	45	43	37	43	45	43	37	43	45	-
58	64	59		40	45	44	37	44	45	44	37	44	45	-
58	64	59	を	33	46	44	37	44	46	44	37	44	46	-
58	65	59		33	46	45	38	45	46	45	38	45	46	-
58	65	60		34	46	45	38	45	46	45	38	45	46	-

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県人事委員会 委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第七号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（採用給与課）

20	29	に、	75	81	75	51	七の二の表中	33	45	35	61	58
21	29		75	82	75	52		33	を	36	61	58
21	30	21	75	82	75	52		34		36	62	58
21	30	21	75	83	75	53		34	25	37	62	59
21	31	21	75	83	76	54	50	34	26	37	63	59
21	31	22	76	84	76	55	51	34	26	38	に、	59
22	32	22	76	84	76	52	52	35	27	38		59
22	32	22	76	85	76	に、	53	35	27	39		59
22	33	23	76	を	76		53	35	28	39	26	59
22	33	23	76		77	73	54	35	28	40	27	59
22	34	24	77	74	77	74	54	35	29	40	28	59
22	34	24	77	74	77	74	55	36	29	41	29	59
23	35	25	77	74	77	を	55	36	30	41	30	59
23	35	25	78	75	78		56	36	30	41	31	59
23	36	26	78	75	78	73		36	31	42	32	60
23	36	26	78	75	79	73	を	37	31	42	33	60
23	37	27	79	75	79	74		31	31	43	33	60
23		27	79	75	80	に、	49	に改め、	32	43	34	60
24	を	28	79	75	80		50	別表第	32	44	34	60
24		28	79	75	81		50		33	44	35	60
	20	28	75		81	75	51	33		44		

24
24
25
25
25
26
26
26
26
27
27
27
27
28
に改める。

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(採用給与課)

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十四日
福島県人事委員会
委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第八号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

3 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き条例第八号第一項に定める給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第十七条の規定による短時間勤務をいう。以下この項において同じ。)を開始し、又は終了した職員であつて、その者の受ける給料月額が次に掲げる各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を給料として支給する。

ア 育児短時間勤務等をしていない職員 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第十五号)の規定による改正前の条例第八号第一項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 育児短時間勤務等を終了した職員(アに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(採用給与課)

平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替え

に関する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第九号

平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第十一号。以下「平成二十七年改正条例」という。)附則第三項から第五項までの規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

(平成二十七年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員)

第二条 平成二十七年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号。以下「初任給規則」という。)別表第二十から別表第二十七までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした職員
- 二 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。)をした職員
- 三 切替日前に次に掲げる期間(この号及び次条第二項第三号において「休職等期間」という。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第四十八条及び第四十八条の二の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。)をされたもの

ア 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされた場合を除く。)

イ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号)第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

カ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第十六条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

キ 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福島県条例第八十七号)第二条第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ク 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年福島県条例第六十二号)第二条に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に再任用職員異動(地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。)をした職員

六 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料の支給)

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員(平成二十七年改正条例附則第三項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。))以後、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額)を、平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)

二 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第六号に掲げる場合を除く。)

日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十七年改正条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例(次号において「改正前の給与条例」という。)別表第一から別表第五までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 育児短時間勤務等を終了した職員(アに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第一から別表第五までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。)

イ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額)を、平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料として支給する。

(平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に

相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額)を、平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第五条 平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(採用給与課)

平成二十七年改正条例第六十七号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第十号

平成二十七年改正条例第六十七号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第六十七号)附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えについては、平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則(平成二十七年福島県人事委員会規則第九号)の規定の例による。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(採用給与課)

